

市営墓地の手続き

(清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階 地域総務課でのお手続きとなります。)

申請が必要な場合	必要な手続き	持ち物と必要書類
利用者が亡くなった場合	墓地利用権承継申請	<ul style="list-style-type: none"> ・承継しようとする方の認印 ・承継しようとする方の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・☆承継しようとする方の戸籍謄本 ・前利用者の方に渡してある利用許可証 ・前利用者の方の死亡が確認できる戸籍謄本等 ・承継しようとする方と前利用者との続柄が分かる戸籍謄本(上記☆で分からない場合のみ) <p>* 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。</p>
利用許可証を紛失した場合	再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・認印
利用者の住所が変わった場合	住所変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・認印
利用者の本籍・氏名が変わった場合	本籍・氏名変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・戸籍謄本 ・認印
利用している墓地を返還する場合	返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・認印
墓地に遺骨を埋蔵する場合 (愛宕・沓谷霊園の場合は 愛宕霊園管理事務所へ・沼上霊園の場合は 沼上霊園管理事務所へ 清水大平山霊園の場合は 清水区地域総務課へお届けをお願いします。)	埋蔵・改葬届	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・火葬埋葬許可証 又は 改葬許可証 ・認印

(公営・民営に係らず)
墓地や埋蔵骨の移転の手続き

申請が必要な場合	必要な手続き	持ち物と必要書類
市内の墓地(納骨堂)から他へ移転する場合	改葬許可申請 * 申請者は、移転先の墓地(納骨堂)の使用名義人となります。	・改葬許可申請書 * 先に記入方法をご説明のうえ、申請書をお手渡しします。 現在の墓地(納骨堂)の管理者と使用名義人から証明を いただいて、ご提出ください。 ・認印
墓地(納骨堂)から自宅へ遺骨を引取る場合	埋蔵(収蔵)先の墓地管理者から、引取る遺骨の証明をいただいでください。 (書式等についてはお問い合わせください。)	

市営納骨堂の手続き

(市役所静岡庁舎15階 戸籍管理課 霊園・斎場係 のみのお手続きとなります。)

申請が必要な場合	必要な手続き	持ち物と必要書類
納骨堂利用の場合(期限付き収蔵)	納骨堂申請(期限付き収蔵)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・認印 ・火葬埋葬許可証 又は 改葬許可証 又は 遺骨引渡証明書 ・その他、申請者に応じて同意書等 <p>* 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。</p>
納骨堂利用の場合(永年収蔵)	納骨堂申請(永年収蔵)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・実印 ・印鑑登録証明書 ・火葬埋葬許可証 又は 改葬許可証 又は 遺骨引渡証明書 ・その他、申請者に応じて同意書等 <p>* 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。</p>
利用者が亡くなった場合	納骨堂利用権承継申請	<ul style="list-style-type: none"> ・承継しようとする方の認印 ・承継しようとする方の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・☆承継しようとする方の戸籍謄本 ・前利用者の方に渡してある利用許可証 ・前利用者の方の死亡が確認できる戸籍謄本等 ・承継しようとする方と前利用者との続柄が分かる戸籍謄本(上記☆で分からない場合のみ) <p>* 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。</p>
納骨堂から他の墓地等に遺骨を移す場合	引取届 及び 改葬許可申請 又は 遺骨引渡証明請求	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・認印
利用者の住所や氏名に変更があった場合	住所・氏名変更届	・利用許可証 ・認印 ・変更を証明する書類
利用許可証を紛失した場合	再交付申請	・利用者の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・認印
納骨堂の申請をしたが、取りやめる場合	収蔵辞退届	・利用許可証 ・認印